

第30期 定時株主総会招集ご通知

30th

FGI

FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時

2024年12月19日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル4階 明治安田ホール丸の内

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額改定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件
第7号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び
従業員に対するストックオプションとして
の新株予約権の募集事項の決定を当社取締
役会に委任する件

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・招集ご通知についてはウェブサイトへの掲載と併せて、当社の業績情報や決議事項等の情報がお手元でもご確認いただけるサマリー版を送付させていただきました。
- ・書面交付請求された株主様には、会社法及び当社定款の定めに従って作成した交付書面をお送りしております。

**議決権行使が簡単に！****「スマート行使」[®]対応**

スマートフォンからQR
コード[®]を読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします

事前行使期限：2024年12月18日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォンなどで、同封の議決権行使書用紙右片のQRコードを読み込んで行使いただけます。

(証券コード8789)
2024年11月29日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
目黒セントラルスクエア15階
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉井 信光

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第30期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

🔍 FGI 株主総会

<https://www.fgi.co.jp/ir/shareholders/meeting/>



電子提供措置事項は、上記のほか、以下のウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

🔍 東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記にアクセスして、銘柄名（フィンテック グローバル）または証券コード（8789）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照のうえ、2024年12月18日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル4階
明治安田ホール丸の内
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第30期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
第30期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第7号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様にご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面における事業報告並びに連結計算書類及び計算書類は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 事業報告
会社役員の状態（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要）、新株予約権等に関する事項、会計監査人の状態、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ② 連結計算書類・計算書類
連結注記表、個別注記表
 - ③ 監査報告
連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は当社ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：2024年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。以下の行使期限までに当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

行使期限：2024年12月18日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇒ 次頁をご覧ください。



株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2024年12月18日（水曜日）午後5時30分入力分まで

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（書面）による議決権行使にあたっての注意事項

議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 郵送（書面）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(5) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

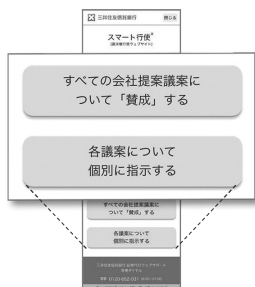
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
QRコードを読み取るアプリケーション（又は機能）が導入されていることが
必要です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記
「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権
行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使をお願
いいたします。

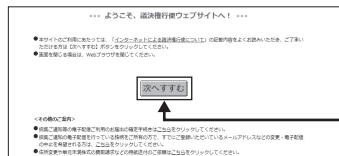
※QRコードを再度読取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移
できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

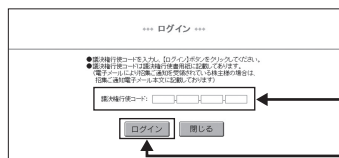
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



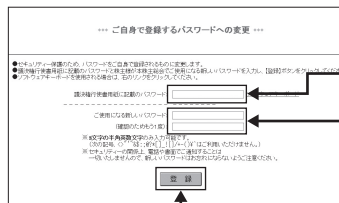
「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード(ID)」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力 ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更 いただく必要があります。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の業績見通し、内部留保、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき1円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は293,831,070円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

経営体制強化のための取締役招聘に備え、現行定款第19条（員数）が規定する取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を4名以内から6名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>4</u> 名以内とする。 ②（条文省略）	（員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>6</u> 名以内とする。 ②（現行通り）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	在任年数
1	たまい のぶみつ 玉井 信光	再任 男性	代表取締役社長 投資銀行本部長	20/20 回 (100%)	30年
2	せんだ たかし 千田 高	再任 男性	取締役副社長 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部/人 事総務部管掌 財務部長 兼 事業統括部長 兼 人事総務部長	20/20 回 (100%)	4年 (注) 2.
3	よしおか なおこ 吉岡 尚子	再任 女性	取締役 上席執行役員 事業開発本部/ 投資銀行本部 第二事業部/ 事業統括部管掌 事業開発本部長	20/20 回 (100%)	4年
4	きむら たかし 木村 喬	再任 男性	取締役 上席執行役員 総合企画部管掌 総合企画部長	20/20 回 (100%)	2年 (注) 3.

- (注) 1. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
2. 千田 高氏は2017年12月から2019年12月まで取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しており、通算では6年となります。
3. 木村 喬氏は2014年12月から2020年12月まで取締役または監査等委員である取締役（いずれも社外取締役）に就任しており、通算では8年となります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、執行役員等が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。玉井信光、千田高、吉岡尚子及び木村喬の各氏の選任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

たまいのぶみつ

1. 玉井 信光 (1963年6月11日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	2019年10月	当社、代表取締役社長 兼 投資銀行本部長
1994年12月	当社設立、代表取締役社長	2021年10月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進 グループ長
2009年6月	(株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任)	2023年4月	(株)パブリック電力、代表取締役 (現任)
		2023年10月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
(株)パブリック電力 代表取締役

所有する当社株式の数

10,095,500株

取締役在任年数 (本総会終結時)

30年

取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「ブティック型 (専門的な) 投資銀行」である当社を牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。お客様のニーズにマッチしたオーダーメイドの資金調達の実現やプライベートエクイティ投資などにより、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。今後も同氏が持つ豊富な経験、見識及び強力なリーダーシップにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期 (2024年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 20/20回 (100%)

2. 千田 高 (1967年8月4日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月	東邦生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険(株)）入社	2020年12月	当社、取締役 上席執行役員
2004年12月	当社入社	2021年12月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 人事総務部長
2008年4月	当社、管理本部 人事・総務部 部長	2022年10月	当社、取締役 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部管掌 財務部長 兼 事業統括部長
2011年7月	当社、執行役員 事業統括部 部長	2023年5月	当社、取締役 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部管掌 財務部長 兼 事業統括部長 兼 人事総務部長
2014年10月	当社、執行役員 経営管理部長	2023年12月	当社、取締役副社長 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部/人事総務部管掌 財務部長 兼 事業統括部長 兼 人事総務部長（現任）
2017年12月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部管掌 経理財務部長		
2018年10月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 経理財務部長 兼 人事総務部長		
2019年11月	(株)ムーミン物語、代表取締役社長		
2019年12月	当社、上席執行役員 メツツァ事業担当		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

71,800株

取締役在任年数（本総会終結時）

4年

（2017年12月から2019年12月までの当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間を含む通算は6年）

取締役候補者とした理由

千田高氏は、当社の管理部門の責任者として人事、財務、経営企画などにおける豊富な業務知識と経験を有しており、経営全般を熟知しております。これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

千田高氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期（2024年9月期）における取締役会への出席状況

取締役会 20/20回（100%）

よしおか

なおこ

3. 吉岡 尚子 (1965年12月28日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現PwC税理士法人) 入所	2017年12月	当社、執行役員 プロジェクト推進部長
2005年7月	(株)シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ入社	2019年10月	フィンテックアセットマネジメント(株)、代表取締役社長
2007年6月	シンプレクス不動産投資顧問(株)出向 同社、ファンドマネジメント部長	2020年12月	当社、取締役
2011年4月	当社入社	2023年10月	当社、取締役 上席執行役員 事業開発本部/事業統括部管掌 事業開発本部長 フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役(現任)
2012年6月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役	2024年10月	当社、取締役 上席執行役員 事業開発本部/投資銀行本部 第二事業部/事業統括部管掌 事業開発本部長 (現任)
2014年7月	当社、グループ事業開発本部プリンシパルインベストメント事業部長		

重要な兼職の状況

フィンテックアセットマネジメント(株) 取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数 (本総会最終時)

4年

取締役候補者とした理由

吉岡尚子氏は、大手税理士法人や不動産投資顧問に勤務後、当社において投資部門の責任者を歴任しております。また公認会計士の資格を有するなど金融や投資、会計に関する幅広い経験、知見を有しております。現在は当社の取締役 上席執行役員としてプライベートエクイティ投資部門を管掌するとともに、事業開発本部長として革新的なファイナンス・ソリューションの提供や新規事業の開発を推進しております。こうした豊富な経験、知見によって、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

吉岡尚子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期 (2024年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 20/20回 (100%)

きむら たかし
4. 木村 喬 (1979年7月24日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所	2021年6月	(株)エスクリ、社外取締役 監査等委員 (現任)
2008年6月	清和監査法人 (現RSM清和監査法人) 社員	2021年12月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役
2012年7月	ベルウェザー総合会計事務所設立、代表 (株)ベルウェザー設立、代表取締役 (現任)	2022年10月	当社、上席執行役員 人事総務部/事業統括部管掌 事業統括部長
2014年11月	やまと監査法人設立、代表社員 (現任)	2022年12月	当社、取締役 上席執行役員 人事総務部/事業統括部管掌 事業統括部長
2014年12月	当社、社外取締役	2023年5月	当社、取締役 上席執行役員 人事総務部/事業統括部管掌 人事総務部長 兼 事業統括部長
2017年1月	やまと税理士法人設立、代表社員 (現任) やまとパートナーズ(株)、取締役	2023年10月	当社、取締役 上席執行役員 総合企画部管掌 総合企画部長 (現任)
2017年6月	(株)エスクリ、社外取締役		
2019年12月	当社、社外取締役 監査等委員 (2020年12月退任)		

重要な兼職の状況

(株)ベルウェザー 代表取締役
やまと監査法人 代表社員

やまと税理士法人 代表社員
(株)エスクリ 社外取締役 監査等委員

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数 (本総会最終時)

2年
(2014年12月から2020年12月までの社外取締役または監査等委員である社外取締役の在任期間を含む通算は8年)

取締役候補者とした理由

木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザー業務等を経験しております。また、当社の社外取締役や当社子会社の取締役などを経験し、現在は取締役 上席執行役員 総合企画部長として、当社の持続的な成長のための重要な鍵となる各種人事プログラムを推進し、人的資本の拡大に貢献しております。これらによって培われた専門的知識・経験と当社グループ経営の実績により、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

木村喬氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期 (2024年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 20/20回 (100%)

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役野崎篤彦及び鈴木健次郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である社外取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	在任 年数
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">のざき あつひこ 野崎 篤彦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">男性</div> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div>	取締役 常勤監査等委員	20/20回 (100%)	12/12回 (100%)	2年
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">すずき けんじろう 鈴木 健次郎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">男性</div> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div>	取締役 監査等委員	20/20回 (100%)	12/12回 (100%)	4年

- (注) 1. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
2. 当社は野崎篤彦氏及び鈴木健次郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。野崎篤彦氏及び鈴木健次郎氏の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

のざき あつひこ

1. 野崎 篤彦 (1952年12月2日生)

再任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1975年4月	日本生命保険相互会社入社	2012年6月	公益財団法人大阪対がん協会、監事（現任）
2001年7月	同社、検査部長	2015年6月	公益財団法人ニッセイ緑の財団、理事長
2004年7月	同社、監査役	2018年6月	公益財団法人日本生命済生会、顧問
2007年3月	同社、常任監査役	2021年6月	近畿車輛(株)、社外取締役（現任）
2008年6月	近畿車輛(株)、社外監査役	2022年1月	当社、顧問
2008年7月	財団法人(現公益財団法人)日本生命済生会、 理事長	2022年12月	当社、取締役 監査等委員
		2023年12月	当社、取締役 常勤監査等委員(現任)

重要な兼職の状況

近畿車輛(株) 社外取締役

所有する当社株式の数

0株

社外取締役（監査等委員）在任年数（本総会最終時）

2年

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野崎篤彦氏は、生命保険会社における監査役や財団法人の経営者としての経験があり、監査に関する知見を中心に幅広い見識を有しており、当社においても取締役会等に有益な助言や提言を行っていただいております。今後も豊かな経験や知見を活かし、経営陣から独立した立場で取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

野崎篤彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期（2024年9月期）における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 20/20 回（100%）

監査等委員会 12/12 回（100%）

独立役員

当社は野崎篤彦氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社及び当社子会社と取引関係がある日本生命保険相互会社の出身ですが、退任後10年以上経過しており、また、第30期（2024年9月期）における日本生命保険相互会社と当社及び当社子会社との取引の支払額または受取額は当社及び当社子会社、または当該会社の連結売上高または経常収益の1%未満であることから、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。

すずき けんじろう

2. 鈴木 健次郎 (1951年5月15日生)

再任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1974年4月	大蔵省入省	2007年7月	独立行政法人中小企業基盤整備機構、理事
1982年6月	国際復興開発銀行職員、ワシントン駐在	2009年8月	(株)紀陽銀行、執行役員
1993年7月	大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長	2010年6月	同行、取締役
1999年7月	中国財務局長	2012年6月	同行、常務取締役
2001年1月	預金保険機構、金融再生部長	2015年9月	ニッセイリース(株)、顧問
2003年8月	衆議院財務金融委員会、専門員	2018年4月	当社、顧問
		2020年12月	当社、取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

0株

社外取締役(監査等委員) 在任年数(本総会終結時)

4年

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木健次郎氏は、長年にわたり金融当局で要職を歴任し金融行政に精通しており、民間部門においても金融機関の経営者としての経験を有しており、財務、会計及び法務に関する知見を有しております。当社においては、これらの経験や知見を活かして取締役会等にて有益な助言や提言を行っていただいていることから、今後も経営陣から独立した立場で取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

鈴木健次郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第30期(2024年9月期)における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 20/20回(100%)

監査等委員会 12/12回(100%)

独立役員

当社は鈴木健次郎氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考①) 第3号議案、第4号議案が承認可決されたのちの役員構成

各取締役候補者の主な専門的経験分野と特に期待する分野（最大5つ）等は以下の通りです。
（候補者の有する全ての知見を表すものではありません。）

就任後の 役職	氏名	性別	主な専門的経験分野／特に期待する分野						
			企業経営	国際性	業界知見 (投資、ファイ ナンス)	財務/会計	人事/ 人材開発	法務/ コンプライア ンス	リスク 管理
代表取締役社長	玉井 信光	男性	●	●	●	●			●
取締役副社長	千田 高	男性	●			●	●		
取締役	吉岡 尚子	女性	●	●	●	●			
取締役	木村 喬	男性			●	●	●		
社外取締役 常勤監査等委員	野崎 篤彦	男性	●			●		●	
社外取締役 監査等委員	鈴木健次郎	男性		●		●		●	●
社外取締役 監査等委員	大山 亨	男性			●	●			

「主な専門的経験分野／特に期待する分野」の定義は、以下の通りです。

項目	定義
企業経営	当社代表取締役の経験、または他の上場会社（その子会社を含む）やそれに準ずる会社や組織における業務執行取締役等の経験と、経営戦略における適正な判断ができる知見
国際性	当社グループまたは他の会社や組織における海外事業等の経験・知見
業界知見（投資、ファイナンス）	投資銀行業務やプライベートエクイティ投資等の経験・知見
財務/会計	財務戦略、会計に関する専門家としての経験・知識
人事/人材開発	人事、人材開発に関する経験・知見
法務/コンプライアンス	金融関連の法制度・規制への対応、顧客・投資先との契約、または企業法務に関する経験・知見
リスク管理	当社グループのリスク管理、または顧客企業等のファイナンス案件におけるリスク分析とそのコントロールなどの経験・知見

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において年額250百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役の企業価値向上に向けた職責の拡大や状況に応じて経営体制強化のための人材を招聘する観点から、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内と改定することにつきご承認をお願いいたします。

当社は2021年12月21日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は本招集ご通知40頁に記載のとおりであります。当社は2024年11月15日開催の当社取締役会において、本議案及び第6号議案が原案通り承認可決されることを条件として、当該決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針の概要は本招集ご通知19頁(ご参考③)に記載のとおりであります。本議案は、改定後の当該方針に沿うものであり、上記の目的を達成するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は4名となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において年額250百万円以内（なお、本定時株主総会の第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件をご承認いただいた場合は年額500百万円以内となります。）と、また、当該金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、かつ対象取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が承認可決されることを条件として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止（すでに付与済みのストックオプションを除く。）します。これにより、今後当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行わないこととします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して処分される当社の普通株式の総数は年間1,000,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額500百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲にお

いて取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分の決定については、取締役会が独立社外取締役で構成する監査等委員会に委任して決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は2021年12月21日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は本招集ご通知40頁に記載のとおりであります。当社は2024年11月15日開催の当社取締役会において、本議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当該決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針の概要は本招集ご通知19頁（ご参考③）に記載のとおりであります。本議案は、当該決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっており、その内容は相当なものであると考えております。また、本議案に基づき1年間に処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年9月30日時点。自己株式数を除く。）に占める割合は0.51%とその希薄化率は軽微であること等を勘案し、当該報酬等の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考②)

本議案が承認されることを条件に、当社は、中核人材である当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

(ご参考③)

取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、2）から6)において同じ。）の報酬等の基本方針は、以下の通りとする。

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- ・優秀な人材を確保・維持するために、他社水準等を参考に相応しい報酬水準とする。

2) 報酬構成

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式報酬で構成する。

3) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等を総合的に勘案して決定するものとする。

4) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、取締役に対して、株価上昇及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気を一層高めるインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の役位及び職責の範囲その他諸般の事情を勘案した上で、原則として毎年1回、事業年度毎に割り当てる。各対象取締役に割り当てる株式の数または金銭報酬債権等の額は、当社株主総会で決議された範囲内とするほか、直前事業年度に係る配当総額の20%相当を超えないよう考慮して算定する。また、付与する譲渡制限付株式は、自己株式によるものとし、当該譲渡制限付株式の交付期日から、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

なお、以下のいずれかに該当する場合、当該報酬等を支給しないものとする。

- (1) 直前事業年度末に会社法第461条に規定する分配可能額がない場合
- (2) 付与する自己株式を保有していない場合
- (3) 前期連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純損益が損失の場合
- (4) 前期連結損益計算書における経常損益が損失の場合

5) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の額は、各取締役の基本報酬の額を超えないものとする。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議によって独立社外取締役で構成する監査等委員会にその具体的内容の決定を委任する。監査等委員会は、代表取締役社長が基本報酬については上記3)、非金銭報酬等については上記4)の方針に基づき各取締役を評価して策定した原案をもとに、各取締役の報酬案を審議し、最終決定するものとする。

第7号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）並びに当社子会社の取締役及び従業員（契約社員含む。）に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本新株予約権は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第31期事業年度に係るものに限る。）が当社取締役会にて承認された場合には、当社が無償で本新株予約権を取得することができる取得条項付新株予約権であります。

また当該新株予約権の権利行使に際しては、新株式の発行より自己株式の処分を優先する方針といたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）並びに当社子会社の取締役及び従業員（契約社員含む。）に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、付与時点において当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）又は当社子会社の取締役若しくは従業員（契約社員含む。）であり、かつ2024年9月末日時点で当社又は当社子会社に在籍していた者のうち、一部の者を対象とします。当社は、同種のストックオプション（新株予約権）を毎年継続的に発行してまいります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

下記のとおりとします。

記

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権2,555個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式255,500株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若し

くは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
2026年12月28日から2034年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。
 - ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
 - ⑥ 新株予約権の取得条項
以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主

総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合) 若しくは vii の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第31期事業年度に係るものに限る。)の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑧に準じて決定する。

⑧ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以 上

事業報告

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当社グループは、事業承継問題を抱える企業へのプライベートエクイティ投資や業務受託（アレンジメント）を推進しております。

当連結会計年度は、複数の事業承継案件が順調に進捗し航空ビジネスも伸長したことにより、売上高は13,807百万円（前連結会計年度比48.4%増）、売上総利益は7,355百万円（前連結会計年度比43.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費及び支払手数料の増加により前連結会計年度比27.0%増の4,785百万円となりましたが、営業利益は売上総利益の増加により2,569百万円（前連結会計年度比91.2%増）、経常利益は2,461百万円（前連結会計年度比92.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に負ののれん発生益241百万円、特別損失に固定資産除却損276百万円を計上したことにより、1,675百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

連結業績及びセグメント別業績の概要

(単位：百万円)

	第29期 (前連結会計年度)	第30期 (当連結会計年度)	増減額
売上高	9,302	13,807	4,505
投資銀行事業	6,919	11,344	4,425
公共コンサルティング事業	367	452	84
エンタテインメント・サービス事業	2,311	2,459	148
消去	△296	△448	△152
売上総利益	5,111	7,355	2,244
投資銀行事業	4,742	6,696	1,954
公共コンサルティング事業	211	298	86
エンタテインメント・サービス事業	305	618	313
消去	△147	△257	△109
営業利益 (セグメント利益又は損失 (△))	1,343	2,569	1,225
投資銀行事業	2,504	3,930	1,425
公共コンサルティング事業	△34	△18	15
エンタテインメント・サービス事業	△364	△244	119
消去又は全社費用	△762	△1,097	△334
経常利益	1,277	2,461	1,183
税金等調整前当期純利益	1,824	2,426	602
親会社株主に帰属する当期純利益	1,603	1,675	72

セグメント別の業績は以下のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。

① 投資銀行事業

投資銀行事業では、事業承継案件や金融商品の組成・運用などによる業務受託収益や、プライベートエクイティ投資の回収による投資収益が前連結会計年度比で増加しました。アセットマネジメントについては、預り資産残高が海外投資家によるレジデンス投資の増加により前連結会計年度末比37.1%増の1,532億円となり、ストック型収益の基盤が強化されました。アセット投資においては、不動産信託受益権による小口化商品販売が増加し、不動産開発案件が投資回収に至ったことで売上高が前連結会計年度比で増加しました。航空ビジネスにおいては、航空機登録事業や航空機リマーケティングの売上高が前連結会計年度比で増加し、新たに開始した航空機等リース事業が収益を押し上げましたが、技術サービスは航空業界において旅客需要回復と航空機不足によるリース契約延長が増加したことで、機体返還時の検査需要減少の影響を受けました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は11,344百万円（前連結会計年度比64.0%増）、セグメント利益は3,930百万円（前連結会計年度比56.9%増）となりました。

② 公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業では、地方公共団体等に財務書類作成支援や公共施設マネジメント支援などのソリューションを提供しております。財務書類作成支援においてはアウトソーシングニーズと当社グループの専門性によって大規模自治体からの引き合いが続いており、令和6年度（2024年4月～2025年3月）の受託団体数は都道府県において10団体（前年度は9団体）、政令指定都市・特別区において13団体（前年度は13団体（2023年10月～12月に新規受託の1団体を含む））となり、堅調に推移しました。公共施設マネジメント支援においては、各施設の維持管理・更新等を定める個別施設計画の他、長寿命化や再編・再配置に関する計画・調査の支援が増加しました。地方公共団体への支援は、子育て・健康増進等の分野にもコンサルタントの人員を増強して幅広く展開し、同一の自治体に複数メニューを提供する施策を推進しました。

以上の結果、公共コンサルティング事業の売上高は、452百万円（前連結会計年度比22.9%増）、セグメント損益は前連結会計年度より15百万円改善して18百万円のセグメント損失となりました。

③ エンタテインメント・サービス事業

エンタテインメント・サービス事業では、ムーミンバレーパークが開業5周年を迎える中、コンテンツの新設・更新や各種プロモーションを推進しました。メッツァ（メッツァビレッジ及びムーミンバレーパーク）の来園者数は、2024年7月下旬から「こども応援キャンペーン」において高校生以下を対象に「こども1デーパス500円」を実施した効果もあり第4四半期に増加して、前連結会計年度比3.3%増の65万人となりました。また顧客単価は、夜のイベント・花火大会による滞在時間の増加や価格改定等によって上昇しました。

以上の結果、エンタテインメント・サービス事業の売上高は、入園チケットや物販・飲食などの売上高が増加して2,459百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。費用面では業務委託や物販・飲食の仕入先などの見直し、価格改定、オリジナルグッズの販売強化などにより原価が低減したほか、賃料などの諸費用を削減した結果、セグメント損益は前連結会計年度より119百万円改善して244百万円のセグメント損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は934百万円であり、主なものはオペレーティングリース事業開始に伴う航空資産の取得や、ムーミンバレーパークの新エリア開設等のリニューアルによるものであります。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(株)ピーコンホームサービス株式の取得

当社子会社であるコネクトテック(株)は、2024年3月29日付で、(株)ピーコンホームサービスの株式を124株（同社の発行済株式の100%）取得し、当社の連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

金融業界では人材流動化が進み獲得競争が激化する中、当社グループは事業拡大を進める上で、人材不足を最大の課題として、優れた人材の「採用」、「育成」、「維持」のため、大胆かつ強力な施策を進めて参ります。

事業においては、プライベートエクイティ投資やアレンジメントなどを通じて様々な社会課題の解決に貢献したいと考えております。そのために、以下の事業分野においてそれぞれの課題に取り組んでおります。

- ① 投資銀行業務、投資業務
 - ・ 事業承継案件をはじめとするプライベートエクイティ投資の強化。
 - ・ 既存ファンド商品の販売チャネルの拡大と新たな商品の組成。
- ② 投資運用業務
 - ・ 預り資産残高の増加によるストック型収益基盤の拡大。
- ③ 地域課題ソリューション
 - ・ 総合計画・子育て支援・健康増進等の行政計画策定を支援する業務の拡大。
 - ・ 同一の自治体に複数メニューを提供するトータルソリューション施策の推進。
- ④ メツツァ
 - ・ ムーミンバレーパークにおけるこども料金（1デーパス）の大幅値下げと、こども料金適用の中高生への拡大による集客力強化。（2024年11月1日に料金改定実施）
 - ・ 子供達にやさしい料金値下げを通じた体験機会の平等化。
 - ・ ソフトコンテンツを中心とするコンテンツの更新・追加。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第27期 (2021年9月期)	第28期 (2022年9月期)	第29期 (2023年9月期)	第30期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	8,107,368	9,301,972	9,302,325	13,807,941
経 常 利 益 (千円)	115,844	540,909	1,277,278	2,461,184
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	130,806	176,125	1,603,429	1,675,944
1株当たり当期純利益 (円)	0.65	0.88	7.97	8.41
総 資 産 (千円)	16,457,588	17,933,011	19,123,953	20,669,679
純 資 産 (千円)	7,439,120	7,842,693	9,393,319	10,752,548
1株当たり純資産 (円)	31.47	32.72	41.19	48.66

(注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式

2. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第28期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(2) 会社の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第27期 (2021年9月期)	第28期 (2022年9月期)	第29期 (2023年9月期)	第30期 (当期) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	1,782,808	1,678,499	2,738,977	3,869,625
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	134,627	△440,911	899,146	976,950
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△238,509	△389,580	893,184	835,386
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1.19	△1.94	4.44	4.19
総 資 産 (千円)	8,575,948	8,204,108	9,674,596	11,516,489
純 資 産 (千円)	5,812,699	5,463,283	6,395,462	6,776,000
1株当たり純資産 (円)	28.59	26.86	31.39	34.06

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2024年9月30日現在）

会社名	資本金 又は出資金 (千円)	議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント(株)	50,000	100.0%	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザー業務
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	50,000	100.0%	・投資運用、投資助言・代理業 ・オルタナティブ投資 ・ヘッジ・ファンド投資
aviner(株)	27,150	100.0%	・航空機関連事業 ・エネルギー関連事業 ・投資銀行事業
SGL-Group B.V.	2,020千ユーロ	53.6% (53.6%)	・持株会社
SGL-Aviation Services B.V.	18千ユーロ	100.0% (100.0%)	・航空機アセットマネジメント ・航空技術アドバイザー
(株)パブリック・マネジメント・ コンサルティング	20,000	83.8%	・地方公共団体の財務書類作成支援 ・公共施設等総合管理計画策定支援
(株)ムーミン物語	50,000	81.4%	・テーマパーク事業
飯能地域資源利活用合同会社	100	—	・不動産の取得、保有及び処分 ・不動産の賃貸及び管理

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合を内数で記載しております。

4. 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下の通りであります。

(1) 投資銀行事業

ファイナンス・アレンジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）、プライベートエクイティ投資、アセット投資、航空ビジネス（航空機技術アドバイザー、航空機登録サービス、航空機アセットマネジメント、航空機売買・リース）

(2) 公共コンサルティング事業

地方公共団体の財務書類作成支援、公共施設等総合管理計画策定支援

(3) エンタテインメント・サービス事業

テーマパークの開発、保有、管理、運営

5. 企業集団の主要拠点等（2024年9月30日現在）

(1) 当社の主要な営業所

本 社 ・ ・ ・ ・ 東京都品川区

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社
フィンテックアセットマネジメント(株)	東京都品川区
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	東京都品川区
aviner(株)	東京都品川区
SGI-Group B.V.	オランダ王国アムステルダム
SGI-Aviation Services B.V.	オランダ王国アムステルダム
(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング	東京都品川区
(株)ムーミン物語	埼玉県飯能市
飯能地域資源利活用合同会社	埼玉県飯能市

6. 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	83名
公共コンサルティング事業	13名
エンタテインメント・サービス事業	48名
全社 (共通)	24名
合 計	168名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員 (派遣社員、契約社員、嘱託及びアルバイトの期中平均雇用人員(1日8時間換算) 200名) は含まれておりません。
2. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数 (合計) は、前連結会計年度末に比べ15名増加しております。

7. 主要な借入先 (2024年9月30日現在)

借入先	借入金残高
飯能信用金庫	2,838,750千円
青梅信用金庫	946,250千円
(株)埼玉りそな銀行	931,210千円
(株)武蔵野銀行	931,210千円
J A三井リース(株)	484,948千円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2024年9月30日現在)

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 308,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 201,321,700株 (自己株式5,434,320株を含む。)
- (3) 株主数 27,139名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
玉井 信光	10,095,500	5.15
株式会社C A T - M Y	10,000,000	5.10
藤井 優子	3,276,400	1.67
上田八木短資株式会社	2,581,600	1.32
小松 秀輝	2,262,000	1.15
田村 直丈	1,806,000	0.92
青島 正章	1,708,000	0.87
ロバート・ハースト	1,634,300	0.83
LGT BANK LTD	1,261,000	0.64
柴田 敬司	1,200,000	0.61

- (注) 1. 当社は自己株式5,434,320株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

- ・ 2024年2月9日開催の取締役会決議により、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,957,400株
株式の取得価額の総額	149,992,500円
取得期間	2024年2月19日～2024年2月21日（約定ベース）

- ・ 2024年5月10日開催の取締役会決議により、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,650,000株
株式の取得価額の総額	148,044,400円
取得期間	2024年5月13日～2024年6月20日（約定ベース）

- ・ 2024年8月9日開催の取締役会決議により、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,848,900株
株式の取得価額の総額	149,995,500円
取得期間	2024年8月13日～2024年9月4日（約定ベース）

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年9月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 投資銀行本部長	玉井 信光	(株)パブリック電力 代表取締役 (株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
取締役 副社長 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部/ 人事総務部 管掌 財務部長 兼 事業統括部長 兼 人事総務部長	千田 高	
取締役 上席執行役員 事業開発本部/事業統括部 管掌 事業開発本部長	吉岡 尚子	フィンテックアセットマネジメント(株) 取締役
取締役 上席執行役員 総合企画部 管掌 総合企画部長	木村 喬	(株)ベルウェザー 代表取締役 やまと監査法人 代表社員 やまと税理士法人 代表社員 (株)エスクリ 社外取締役 監査等委員
取締役 常勤監査等委員	野崎 篤彦	近畿車輛(株) 社外取締役
取締役 監査等委員	鈴木 健次郎	
取締役 監査等委員	大山 亨	(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (有)セイレーン 代表取締役 I G証券(株) 社外監査役 (株)イオレ 社外監査役 (株)アズ企画設計 社外取締役 監査等委員 ジャパンM&Aソリューション(株) 社外取締役 (株)YAMABISHI 社外取締役

- (注) 1. 取締役 監査等委員 野崎篤彦、鈴木健次郎及び大山 亨の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
2. 当社は、重要な社内会議への出席及び内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 常勤監査等委員 野崎篤彦氏は、生命保険会社における監査役や財団法人の経営者としての経験があり、監査に関する知見を中心に幅広い見識を有しており、財務・会計に関する相当の知見を有しております。取締役 監査等委員 鈴木健次郎氏は金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 監査等委員 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役 常勤監査等委員 野崎篤彦氏及び取締役 監査等委員 大山 亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当事業年度末日後に取締役の地位及び担当について、次のとおり異動がありました。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
吉岡 尚子	取締役 上席執行役員 事業開発本部/事業統括部管掌 事業開発本部長	取締役 上席執行役員 事業開発本部/ 投資銀行本部 第二事業部/ 事業統括部管掌 事業開発本部長	2024年 10月1日

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
取締役 常勤監査等委員	川崎 史顯	2023年 12月22日	任期満了	該当事項はありません。

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等 (ストックオプション)	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	201	182	19	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24 (24)	24 (24)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	226 (24)	207 (24)	19 (-)	8 (4)

- (注) 1. 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち社外取締役0名)です。また、同総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は2名です。
2. 当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

② 取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、②から④までにおいて同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「報酬決定方針」という。)に関する事項

i 報酬決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬等の基本方針は、以下の通りとする。

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- ・ 優秀な人材を確保・維持するために相応しい報酬水準とする。

2) 報酬構成

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、退職慰労金的性格を有する株式報酬型ストックオプションで構成する。

3) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等、他社水準、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

4) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権とし、取締役に対して、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、事業年度毎に割り当てる。当該報酬等の額は、退職慰労金的性格に鑑み、取締役の基本報酬（固定報酬）の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。本新株予約権は、長期インセンティブとするため、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容とする。また、本新株予約権の総数は、各事業年度で3,000個（各新株予約権の目的である株式の数は100株。株式分割等を行う場合は調整。）を上限とする。

5) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については特に定めないが、非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、基本報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬の額については取締役会の決議によって独立社外取締役で構成する監査等委員会にその具体的内容の決定を委任する。監査等委員会は、代表取締役社長が上記3)の方針に基づき各取締役を評価して策定した原案をもとに、各取締役の報酬案を審議し、最終決定するものとする。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等については、取締役会が上記4)の方針に基づき、個人別の割当する新株予約権の数等を決議することによって決定するものとする。

ii 報酬決定方針の決定方法

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進するような報酬制度とするとともに、より透明性の高い報酬決定プロセスにするという考えのもとで、代表取締役社長が社外取締役と協議の上、従来の報酬決定方針から変更するための原案を作成し、2021年12月21日開催の取締役会において変更を決議いたしました。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2023年12月22日開催の取締役会にて、基本報酬について監査等委員会に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

その権限は、代表取締役社長が各取締役の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等について評価を行って報酬額の原案を作成した後、独立社外取締役で構成する監査等委員会が原案の算定根拠等の妥当性を検討し、最終決定することです。当該権限を委任した理由は、全体業績を俯瞰しつつ各取締役の経営責任等の評価を行うための最も多くの情報を把握している代表取締役社長が原案を作成し、この原案を独立性が高い社外取締役で構成する監査等委員会において妥当性を評価することで、報酬決定方針に沿った透明性の高い報酬決定プロセスとなるためです。

なお、監査等委員会の構成員は以下の通りです。

委員長：野崎 篤彦（社外取締役 常勤監査等委員）

構成員：鈴木 健次郎（社外取締役 監査等委員）

大山 亨（社外取締役 監査等委員）

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

③のような手続きを経ていることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 監査等委員である取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社取締役会は、監査等委員である取締役の報酬等については、その役割の観点から基本報酬のみで構成し、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定することとしています。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況 及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	野崎篤彦	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会12回全てに出席し、生命保険会社の監査役や財団法人の経営者としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言を行いました。また、取締役会からの委任によって監査等委員会にて最終決定する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の審議への参加を通じて監督機能の発揮にも貢献しています。
取締役 監査等委員	鈴木健次郎	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会12回全てに出席し、金融行政及び金融業界における要職を歴任した豊富な経験と知見により、リスク管理や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜発言を行っております。また、取締役会からの委任によって監査等委員会にて最終決定する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の審議への参加を通じて監督機能の発揮にも貢献しています。
取締役 監査等委員	大山亨	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会12回全てに出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、株式市場の動向や活用・経営管理・リスク管理等について発言を行っております。また、取締役会からの委任によって監査等委員会にて最終決定する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の審議への参加を通じて監督機能の発揮にも貢献しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年ごとに契約更新しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利

益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社11社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用人であり、その保険料を全額当社が負担しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社が発行している新株予約権の概要

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第13回 新株予約権 (2015年 1月26日)	530個	普通株式 53,000株	無償	213	2017年1月27日 ～2024年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第22回 新株予約権 (2021年 4月1日)	1,875個	普通株式 187,500株	無償	71	2023年4月1日 ～2031年2月19日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第23回 新株予約権 (2021年 12月24日)	1,665個	普通株式 166,500株	無償	52	2023年12月28日 ～2031年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第24回 新株予約権 (2022年 12月27日)	2,625個	普通株式 262,500株	無償	54	2024年12月28日 ～2032年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第25回 新株予約権 (2023年 12月27日)	3,295個	普通株式 329,500株	無償	65	2025年12月28日 ～2033年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第1回 新株予約権 (株式報酬型) (2017年 2月27日)	289個	普通株式 28,900株	116	1	2017年2月28日 ~2047年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)
第2回 新株予約権 (株式報酬型) (2018年 2月27日)	499個	普通株式 49,900株	102	1	2018年2月28日 ~2048年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)
第3回 新株予約権 (株式報酬型) (2019年 2月27日)	634個	普通株式 63,400株	167	1	2019年2月28日 ~2049年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)
第4回 新株予約権 (株式報酬型) (2021年 4月13日)	2,177個	普通株式 217,700株	62	1	2021年4月14日 ~2051年4月13日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第5回 新株予約権 (株式報酬型) (2022年 6月10日)	1,675個	普通株式 167,500株	45.57	1	2022年6月11日 ~2052年6月10日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第6回 新株予約権 (株式報酬型) (2023年 2月27日)	2,025個	普通株式 202,500株	73.48	1	2023年2月28日 ~2053年2月27日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第7回 新株予約権 (株式報酬型) (2024年 2月26日)	2,705個	普通株式 270,500株	72.35	1	2024年2月27日 ~2054年2月26日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)

(注)1. 第13回、第22回、第23回、第24回及び第25回新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の当該新株予約権全部を放棄する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または当該新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の当該新株予約権全部を放棄する。

2. 第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第6回及び第7回の新株予約権（株式報酬型）の行使条件

新株予約権者は、当社において、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	第13回新株予約権	110個	普通株式 11,000株	2名
	第22回新株予約権	70個	普通株式 7,000株	1名
	第23回新株予約権	100個	普通株式 10,000株	1名
	第2回新株予約権 (株式報酬型)	104個	普通株式 10,400株	1名
	第3回新株予約権 (株式報酬型)	95個	普通株式 9,500株	1名
	第4回新株予約権 (株式報酬型)	2,177個	普通株式 217,700株	3名
	第5回新株予約権 (株式報酬型)	1,675個	普通株式 167,500株	3名
	第6回新株予約権 (株式報酬型)	2,025個	普通株式 202,500株	4名
	第7回新株予約権 (株式報酬型)	2,705個	普通株式 270,500株	4名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—	—
当社取締役（監査等委員）	—	—	—	—

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

2023年12月27日発行の第25回新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の交付をした人数	63名	29名
新株予約権の数	2,185個	1,110個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 218,500株	普通株式 111,000株
権利行使時の1株当たり払込金額	65円	
新株予約権の行使期間	2025年12月28日から2033年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。</p> <p>②その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。	

<p>会社が新株予約権を 取得することができる 事由及び取得の条件</p>	<p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第30期事業年度に係るものに限る）の承認議案のいずれかにつき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)又は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>
---	---

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 48百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、2社が当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテックグローバル株式会社（以下「FGI」という）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
- (2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または監査等委員会等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
- (3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。
- (4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主要な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査等委員会、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。

- (5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
- (6) FGIグループは反社会的勢力との取引は行わず、また、反社会的勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。
 - ① 信用リスク
 - ② コンプライアンスリスク
 - ③ 流動性リスク
 - ④ オペレーショナルリスク
- (2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。
- (3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
- (2) FGIは、効率的かつ機動的な業務執行のために取締役会の権限の一部を取締役へ委任する。取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
- (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
- (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
- (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制
 - (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
 - (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

FGIは、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを置くこととする。

9. 上記8. の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) FGIは、監査等委員会スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (2) 監査等委員会スタッフの監査等委員会補助職務に対する指揮命令権は、監査等委員が有するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査等委員会に報告するため次の体制を整備する。

 - (1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査等委員会による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査等委員会に都度報告する。
 - (2) 監査等委員会はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

- (1) 監査等委員会は、社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。
- (2) 監査等委員会は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、監査等委員が子会社の監査役を兼務する。
- (3) 監査等委員（常勤）は、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議に出席する。また、その他の会議体の議事録、資料等を閲覧できる。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じて、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の主な取り組みを行っております。なお用語の定義は、「業務の適正を確保するための体制」と同様であります。

(1) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・ FGIは、すべてのFGIグループの役職員の遵守規範として「FGIグループ行動規範」を定め、コンプライアンスについては別途、「FGIグループコンプライアンス規範」を制定して周知しております。
- ・ FGIは、FGIグループの法務・コンプライアンスに関する業務を専門に行う法務・コンプライアンス部を設置しており、FGIの重要な稟議事項については、法務・コンプライアンス部の合議を経ることとしております。
- ・ FGIはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関としており、経営上の重要課題として全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス推進に係わる事項を審議しております。
- ・ 社内教育については、入社時の職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。
- ・ 内部通報制度はFGI及び主要な子会社の「内部通報規程」に定められており、FGIのコンプライアンスオフィサー、法務・コンプライアンス部長、外部弁護士、監査等委員等を内部通報窓口として運用しております。
- ・ FGIグループは重要な事項について法的な検討を実施するため、必要に応じ顧問弁護士に

相談しております。

(2) リスク管理に関する取り組みの状況

- ・リスク管理については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、FGIグループの重要なリスクについて情報共有、現状分析、意見交換をいたしました。

(3) 取締役の職務執行

- ・当事業年度において、取締役会を20回開催し、月次業績等の定例報告事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について決議・報告するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。また取締役、執行役員及び執行部門の部門長をもって構成される経営会議を開催して、全般的業務執行方針、重要な業務の執行に関する事項等を協議、報告しております。
- ・投融資案件に関しては、審査部門により投融資先の事業内容、信用状況、担保・保証等の状況、成長性及び採算性などが検討され、投融資額が50百万円以下の場合は審査部執行役員により決裁されます。当該金額を超える投融資案件は取締役社長が決裁し、1.5億円超の案件は取締役会において決裁しております。
- ・取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を組織変更の都度並びに効率化及び適正性の観点から見直しております。

(4) グループ会社管理に関する体制

- ・「関係会社管理規程」における子会社及び関連会社によるFGIへの報告、合議、承認に関する事項を運用することで、子会社及び関連会社の業務の適正性を確保しております。
- ・主要な子会社に対しては、FGIから取締役・監査役を派遣し、その業務執行を監督しております。

(5) 監査等委員会の職務執行

- ・ 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき監査を行っております。監査等委員会は、当事業年度に12回開催いたしました。
- ・ 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な稟議決裁書類等を閲覧することで、重要情報や問題点を共有しております。子会社については、子会社の取締役から業務執行状況につき聴取を行い、子会社の監査役と情報交換をしております。
- ・ 会計監査人や内部監査室との情報・意見交換を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(6) 内部監査の状況

- ・ 内部監査室が、「内部監査規程」に基づき監査計画を策定の上、主要なグループ会社を含めて内部監査を実施しております。なお、内部監査結果は、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,027,246	流 動 負 債	8,788,148
現金及び預金	5,789,907	支払手形及び買掛金	241,273
受取手形、売掛金及び契約資産	950,434	短期借入金	781,186
営業投資有価証券	1,560,437	1年内返済予定の長期借入金	5,998,872
営業貸付金	522,565	リース債務	32,914
販売用不動産	4,046,834	未払法人税等	326,067
商品の他	142,275	賞与引当金	322,024
その他の	1,119,460	その他の	1,085,810
貸倒引当金	△104,667	固 定 負 債	1,128,982
固 定 資 産	6,642,432	長期借入金	638,535
有 形 固 定 資 産	5,260,917	リース債務	21,074
建物及び構築物	4,174,643	繰延税金負債	22,636
工具、器具及び備品	301,057	退職給付に係る負債	153,433
土地	522,934	その他の	293,302
建設仮勘定	21,736	負 債 合 計	9,917,131
その他の	240,545	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	181,418	株 主 資 本	9,366,630
のれん	88,105	資 本 金	5,373,336
その他の	93,313	資 本 剰 余 金	968,668
投 資 そ の 他 の 資 産	1,200,096	利 益 剰 余 金	3,470,851
投資有価証券	533,513	自 己 株 式	△446,226
長期貸付金	8,340	その他の包括利益累計額	164,312
繰延税金資産	127,745	その他有価証券評価差額金	22,516
その他の	564,956	為 替 換 算 調 整 勘 定	141,795
貸倒引当金	△34,458	新 株 予 約 権	103,108
		非 支 配 株 主 持 分	1,118,496
		純 資 産 合 計	10,752,548
資 産 合 計	20,669,679	負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,669,679

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,807,941
売上原価		6,452,353
売上総利益		7,355,588
販売費及び一般管理費		4,785,729
営業利益		2,569,858
営業外収益		
受取利息	17,503	
受取配当金	6,226	
為替差益	9,214	
持分法による投資利益	39,471	
その他	12,481	84,897
営業外費用		
支払利息	161,258	
その他	32,313	193,572
経常利益		2,461,184
特別利益		
負のれん発生益	241,431	
その他	511	241,943
特別損失		
固定資産除却損	276,242	276,242
税金等調整前当期純利益		2,426,886
法人税、住民税及び事業税	576,952	
法人税等調整額	△34,751	542,201
当期純利益		1,884,684
非支配株主に帰属する当期純利益		208,739
親会社株主に帰属する当期純利益		1,675,944

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年10月1日残高	5,372,574	974,443	1,794,907	△0	8,141,924
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	761	761	－	－	1,523
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△6,563	－	－	△6,563
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,675,944	－	1,675,944
自己株式の処分	－	26	－	1,806	1,832
自己株式の取得	－	－	－	△448,032	△448,032
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	761	△5,775	1,675,944	△446,225	1,224,705
2024年9月30日残高	5,373,336	968,668	3,470,851	△446,226	9,366,630

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2023年10月1日残高	67,416	83,266	150,683	77,299	1,023,412	9,393,319
当連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	1,523
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	△6,563
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	1,675,944
自己株式の処分	－	－	－	－	－	1,832
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△448,032
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△44,899	58,529	13,629	25,809	95,084	134,522
当連結会計年度中の変動額合計	△44,899	58,529	13,629	25,809	95,084	1,359,228
2024年9月30日残高	22,516	141,795	164,312	103,108	1,118,496	10,752,548

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

①連結子会社の数	21社
国内連結子会社の数	15社
在外連結子会社の数	6社
②主要な連結子会社の名称	フィンテックアセットマネジメント(株) FGIキャピタル・パートナーズ(株) aviner(株) SGI-Group B.V. SGI-Aviation Services B.V. (株)パブリック・マネジメント・コンサルティング (株)ムーミン物語 飯能地域資源利活用合同会社
③連結子会社の異動	
株式取得による増加	3社 (株)ピーコンホームサービス 他

(2) 非連結子会社の数 4社

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

- ①持分法を適用した関連会社の数 2社
- 国内持分法適用関連会社の数 1社
- 在外持分法適用関連会社の数 1社
- ②主要な持分法適用関連会社の名称 Dasaero Sagl、(株)ジオプラン・ナムテック

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

会社名	決算日	
(株)ムーミン物語	3月31日	*1
飯能地域資源利活用合同会社	6月30日	*2
SGL-Group B.V. (SGL-Aviation Services B.V.とその子会社4社含む)	6月30日	*2
(株)トリニティジャパン	6月30日	*2
メツツァ 2号投資事業有限責任組合	8月31日	*1

*1 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

*2 決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。

③棚卸資産の評価方法

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、太陽光発電設備に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、在外子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
工具、器具及び備品	2～20年
その他	2～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、商標権についてはその効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は下記のとおりであります。

①投資銀行事業

投資銀行事業においては、主に業務受託によるファイナンス・アレンジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、アセットマネジメント業務及び航空ビジネスを行っており、顧客に対する役務提供が完了した時点で顧客が支配を獲得し、契約上の履行義務が充足されると考えられることから、役務提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

②公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業においては、地方公共団体の財務書類作成支援及び公共施設等総合管理計画策定支援を行っており、当該履行義務は進捗度に応じて充足されると判断し、当該契約期間に亘り収益を認識しております。進捗度の測定は、作業時間が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業時間に基づくインプット法によっております。

取引の対価は履行義務を充足してから、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③エンタテインメント・サービス事業

エンタテインメント・サービス事業においては、テーマパーク事業を行っております。ムーミンバレーパークに係る入場料売上は、テーマパーク内の施設の提供が履行義務であり、入場チケットの利用日に一時点で収益を認識しております。また、ムーミンバレーパークにおける物販・飲食売上は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、物販売上のうち、当社が代理人に該当すると判断したのものについては、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社グループは投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生日以後10年以内の期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(前連結会計年度26,774千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」(前連結会計年度△42千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「新株予約権戻入益」(前連結会計年度273千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1.メツァビレッジ(販売用不動産)の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
販売用不動産	4,010,447千円
販売用不動産評価損 (売上原価)	55,896千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

メツァビレッジ(販売用不動産)の評価については、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上します。正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額を正味売却価額としております。

②主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は、テナント賃料、割引率、販売用不動産の所在する地域の市場動向や物件における収益利回りであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の算出にあたっては慎重に検討しておりますが、競合他社や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じる恐れがあるなど、不確実性が伴います。見積りと将来の結果が異なった場合、販売用不動産の評価損の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える恐れがあります。

2. ムーミンバレーパークの有形固定資産等に対する減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
有形固定資産	4,620,969千円
無形固定資産	1,334千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

エンタテインメント・サービス事業を基礎とした資産グループにおいて減損が生じている可能性を示す兆候の有無を判定し、兆候がある場合には当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。回収可能価額は使用価値により算出しております。

②主要な仮定

減損の兆候の判定及び将来キャッシュ・フローの見積りの算定に用いた主要な仮定は、ムーミンバレーパークの来園者数及び客単価であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握及び減損損失の認識にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化、天候や災害等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来キャッシュ・フローが減少した場合、減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える恐れがあります。

3.非上場有価証券等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
営業投資有価証券	1,560,437千円
投資有価証券	252,953千円
売上原価（営業投資有価証券評価損）	228,818千円
営業外費用 その他 （投資有価証券評価損）	15,970千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

投資先の評価については、実現評価損のみを計上しております。また、外貨建の非上場株式等は、期末日の為替レートで換算しております。

非上場株式等の減損判定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用しております。

投資先のモニタリングにあたっては、投資先の実情（事業計画の実現可能性、市場の成長性、事業の成長性、上場可能性、資金繰り、ファイナンスの進捗状況）を勘案の上、投資先の評価を行い、超過収益力を反映した実質価額が著しく下落したと判断した投資先については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の評価を行い、超過収益力を反映した実質価額が著しく下落したか否かを判断し投資先の評価を行っております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び当社グループの投資の回収計画の実現可能性であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に非上場株式等の評価損の計上が必要となる可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1.有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	1,031,449千円
工具、器具及び備品	1,503,291千円
その他	97,778千円
合計	2,632,519千円

2.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	10,000千円
現金及び預金（定期預金）	50,000千円
販売用不動産	36,387千円
建物及び構築物	3,738,221千円
土地	492,147千円
消去されている連結子会社株式	134,664千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,789,296千円
長期借入金	212,826千円

上記のほか、投資その他の資産(その他)を以下のとおり大阪法務局に供託しております。

住宅建設瑕疵担保保証金	108,400千円
住宅販売瑕疵担保保証金	116,600千円

3.保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

白楽ホームホールディングス合同会社の借入金	300,000千円
-----------------------	-----------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 201,321,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	293,831	1.50	2024年 9月30日	2024年 12月20日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2014年12月19日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	53,000株
2017年2月10日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	28,900株
2018年2月9日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	49,900株
2019年2月12日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	63,400株
2020年12月22日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	187,500株
2021年3月29日付の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	217,700株
2021年12月21日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	166,500株
2022年5月26日付の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	167,500株
2023年2月9日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	202,500株
2024年2月9日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	270,500株

【金融商品に関する注記】

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資家もしくは金融機関から適時・適切な必要資金の調達を行い、プリンシパルインベストメントに使用しております。これらの事業に関して、適切なリスク管理に取り組み、リスクに見合った利益を獲得できる優良資産の維持・拡大に努める方針であります。

デリバティブ取引は、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループのプリンシパルインベストメントは、当社グループ自身が資金拠出者として投融資を行う業務であり、その貸付債権や投資有価証券は、案件参加者の信用リスク・投融資対象資産や担保資産に関する価値及び市場価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にテーマパーク設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社グループ各社の諸規程に従い、個別案件毎の与信審査（プロジェクトのスキームの審査も含む）を行うとともに、定期的にモニタリングを行って、期日や残高、プロジェクトの状況の管理をしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、支払金利等の変動リスクを抑制するために、当社グループが行う融資と、そのための必要資金の調達における固定金利・変動金利のマッチングを推進しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金管理担当部門が資金繰計画を作成・更新し、回収資金と資金返済の期日を集約して管理することで、手許流動性を一定水準に維持するなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(注1)をご参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券	48,066	48,066	—
(2) 営業貸付金	522,565	—	—
貸倒引当金(※1)	△80,796	—	—
	441,768	443,503	1,734
(3) 投資有価証券	280,560	280,560	—
(4) 長期貸付金(※2)	16,672	—	—
貸倒引当金(※1)	△30	—	—
	16,641	16,641	—
資 産 計	787,036	788,771	1,734
(1) 長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	6,637,407	6,622,286	△15,120
(2) リース債務(※3)	53,989	52,993	△996
負 債 計	6,691,396	6,675,279	△16,116
デリバティブ取引(※4)	△2,884	△2,884	—

(※1) 営業貸付金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金16,672千円は、流動資産のその他に含まれる1年内回収予定分8,332千円を含めております。

(※3) リース債務は流動負債、固定負債の合計額であります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(△)で示しております。

(※5) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	275,492
投資事業有限責任組合出資金	0
匿名組合出資金	1,096,678
信託受益権	140,201
投資有価証券	
非上場株式	0
投資事業有限責任組合出資金	91
関係会社株式等	252,861
その他（関係会社出資金）	
関係会社株式等	50,000

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
営業投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,846	—	—	—
営業貸付金	203,800	238,765	—	—
長期貸付金	8,332	8,340	—	—
合 計	254,978	247,105	—	—

(※) 営業貸付金のうち、実質的に経営破たん陥っている債務者に対する債権、貸倒れが懸念される債権等、償還予定額が見込めない80,000千円は含めておりません。

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	5,998,872	265,120	131,711	66,648	43,867	131,189
リース債務	32,914	18,396	2,587	91	—	—
合 計	6,031,786	283,516	134,298	66,739	43,867	131,189

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定された時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券及び 投資有価証券				
その他有価証券				
株式	280,560	—	—	280,560
社債	—	48,066	—	48,066
資産計	280,560	48,066	—	328,626
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,884	—	2,884
負債計	—	2,884	—	2,884

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	443,503	—	443,503
長期貸付金	—	16,641	—	16,641
資産計	—	460,144	—	460,144
長期借入金	—	6,622,286	—	6,622,286
リース債務	—	52,993	—	52,993
負債計	—	6,675,279	—	6,675,279

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

営業投資有価証券及び投資有価証券のうち、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

営業貸付金及び長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）

営業貸付金及び長期貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、貸倒れが懸念される債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

これらの営業貸付金及び長期貸付金の時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		外部顧客への売上高			セグメント間の内部売上高 又は振替高	合計
		顧客との契約から生じる収益	その他の源泉から生じる収益(注)1	計		
報告セグメント	投資銀行事業	7,869,777	3,305,937	11,175,714	169,093	11,344,807
	業務受託	3,012,946	－	3,012,946	27,000	3,039,946
	プライベートエクイティ投資・アセット投資	620,861	3,155,249	3,776,111	35,628	3,811,739
	メツァビレッジ	168,005	77,663	245,669	103,285	348,955
	航空ビジネス	3,830,014	73,023	3,903,037	－	3,903,037
	その他	237,948	－	237,948	3,179	241,128
	公共コンサルティング事業	429,072	－	429,072	23,000	452,072
	エンタテインメント・サービス事業	2,203,154	－	2,203,154	256,491	2,459,645
合計		10,502,004	3,305,937	13,807,941	448,585	14,256,526
調整額		－	－	－	△448,585	△448,585
連結計算書類計上額		10,502,004	3,305,937	13,807,941	－	13,807,941

(注) 1 「その他の源泉から生じる収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく投資収益が含まれております。

2 当連結会計年度より、航空機売買及びリース取引を開始したことに伴い、従来の「航空機アセットマネジメント」を「航空ビジネス」に名称を変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,196,727	764,005
契約資産	158,503	186,428
契約負債	82,616	142,874

契約資産は、公共コンサルティング事業の請負契約において、進捗度に応じた収益計上に係る未請求の対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客による検収時に売上債権へ振り替えられます。

契約負債は「流動負債」の「その他」に含めて計上しております。契約負債は、主としてエンタテインメント・サービス事業のスポンサー協賛金及びテーマパークの入場前売券、並びに、航空ビジネスの航空機アセットマネジメント及び航空機登録サービスについて、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、82,616千円であります。また、当連結会計年度において契約資産が増減した理由は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（契約資産の減少）によるものであります。契約負債が増減した理由は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	48円	66銭
1株当たり当期純利益	8円	41銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,173,890	流 動 負 債	2,263,454
現金及び預金	2,462,036	買掛金	45,129
売掛金	127,040	短期借入金	1,407,310
営業投資有価証券	1,245,526	リース債務	7,266
販売用不動産	4,025,000	1年内返済予定の長期借入金	250,352
前払費用	43,298	未払金	98,688
営業貸付金	522,565	未払費用	114,684
短期貸付金	43,170	未払法人税等	85,118
未収還付法人税等	630,024	前受金	17,622
その他	193,639	賞与引当金	71,998
貸倒引当金	△118,411	債務保証損失引当金	100,000
固 定 資 産	2,342,599	その他	65,285
有 形 固 定 資 産	774,048	固 定 負 債	2,477,035
建物	137,434	長期借入金	2,256,520
車両運搬具	11,317	リース債務	12,435
工具、器具及び備品	133,149	退職給付引当金	153,433
土地	492,147	その他	54,645
無 形 固 定 資 産	5,172	負 債 合 計	4,740,489
ソフトウェア	3,748	純 資 産 の 部	
その他	1,424	株 主 資 本	6,656,707
投 資 そ の 他 の 資 産	1,563,378	資本金	5,373,336
関係会社株式	342,546	資本剰余金	1,026
出資金	568	資本準備金	1,000
関係会社出資金	546,872	その他資本剰余金	26
長期貸付金	468,752	利 益 剰 余 金	1,728,571
繰延税金資産	68,349	その他利益剰余金	1,728,571
その他	137,143	繰越利益剰余金	1,728,571
貸倒引当金	△854	自 己 株 式	△446,226
		評価・換算差額等	16,184
		その他有価証券評価差額金	16,184
		新 株 予 約 権	103,108
資 産 合 計	11,516,489	純 資 産 合 計	6,776,000
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,516,489

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,869,625
売上原価		830,485
売上総利益		3,039,139
販売費及び一般管理費		2,041,079
営業利益		998,060
営業外収益		
受取利息	13,306	
受取配当金	5	
債務時効益	2,748	
出資金償還益	3,766	
その他の	1,327	21,153
営業外費用		
支払利息	18,558	
貸倒引当金繰入額	554	
支払手数料	8,180	
投資有価証券評価損	14,970	42,263
経常利益		976,950
特別利益		
新株予約権戻入益	511	511
特別損失		
関係会社株式評価損	74,559	74,559
税引前当期純利益		902,902
法人税、住民税及び事業税	103,773	
法人税等調整額	△36,257	67,515
当期純利益		835,386

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2023年10月1日残高	5,372,574	238	－	238	893,184	893,184
事業年度中の変動額						
新株の発行	761	761	－	761	－	－
当期純利益	－	－	－	－	835,386	835,386
自己株式の処分	－	－	26	26	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額 合計	761	761	26	788	835,386	835,386
2024年9月30日残高	5,373,336	1,000	26	1,026	1,728,571	1,728,571

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2023年10月1日残高	△0	6,265,996	52,166	52,166	77,299	6,395,462
事業年度中の変動額						
新株の発行	－	1,523	－	－	－	1,523
当期純利益	－	835,386	－	－	－	835,386
自己株式の処分	1,806	1,832	－	－	－	1,832
自己株式の取得	△448,032	△448,032	－	－	－	△448,032
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	－	－	△35,981	△35,981	25,809	△10,172
事業年度中の変動額 合計	△446,225	390,710	△35,981	△35,981	25,809	380,538
2024年9月30日残高	△446,226	6,656,707	16,184	16,184	103,108	6,776,000

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～47年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

5.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は下記のとおりであります。

当社は、主に業務受託によるファイナンス・アレンジメント業務、子会社に対する経営指導及び不動産賃貸を行っております。

ファイナンス・アレンジメント業務については、顧客に対する役務提供が完了した時点で顧客が支配を獲得し、契約上の履行義務が充足されると考えられることから、役務提供が完了した時点において収益を認識しております。

経営指導については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で顧客が支配を獲得し、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸については、メツァビレッジの施設等を賃貸しており、賃貸借取引については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に従い収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

6.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社は投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未取還付法人税等」(前事業年度308,779千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記することとしております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「債務時効益」(前事業年度966千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記することとしております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」(前事業年度4,000千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記することとしております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【会計上の見積りに関する注記】

1.メッツァビレッジ(販売用不動産)の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度
販売用不動産	4,025,000千円
販売用不動産評価損 (売上原価)	55,896千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 1.メッツァビレッジ(販売用不動産)の評価」の内容と同一であります。

2.非上場有価証券等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度
営業投資有価証券	1,245,526千円
関係会社株式	342,546千円
関係会社出資金	546,872千円
売上原価 (営業投資有価証券評価損)	224,385千円
営業外費用 (投資有価証券評価損)	14,970千円
特別損失 (関係会社株式評価損)	74,559千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 3.非上場有価証券等の評価」の内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1.減価償却累計額

建物	73,095千円
車両運搬具	7,444千円
工具、器具及び備品	151,384千円
合計	231,924千円

2.保証債務

関係会社の以下の債務に対し、保証を行っております。

(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの借入金	70,071千円
aviner(株)の借入金	484,948千円

3.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	210,748千円
長期金銭債権	474,697千円
短期金銭債務	1,200,881千円
長期金銭債務	2,028,506千円

4.担保に供している資産及び債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	50,000千円
建物	36,695千円
土地	48,457千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	85,080千円
長期借入金	119,020千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	1,559,211千円
売上原価・販売費及び一般管理費	293,213千円
営業取引以外の取引高	95,345千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	5,434,320株
------	------------

【税効果会計に関する注記】

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,025,504	千円
賞与引当金繰入超過額	22,049	千円
貸倒引当金繰入額	36,524	千円
退職給付引当金繰入超過額	46,988	千円
貸倒損失	115,079	千円
固定資産売却益	481,322	千円
営業投資有価証券評価損	179,958	千円
投資有価証券評価損	55,421	千円
関係会社株式評価損	851,104	千円
関係会社出資金評価損	315,328	千円
その他	208,130	千円
繰延税金資産小計	3,337,413	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△939,360	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,254,755	千円
評価性引当額小計	△3,194,116	千円
繰延税金資産合計	143,297	千円

繰延税金負債

匿名組合損益分配額	△67,803	千円
その他有価証券評価差額金	△7,144	千円
繰延税金負債合計	△74,947	千円
差引：繰延税金資産の純額	68,349	千円

2.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	フィンテック アセットマネジメン ト(株)	(所有) 直接100.0 間接－	経営指導・業務 委託契約、資金 の借入、役員の 兼任	アドバイザー 報酬	1,044,000	－	－
				資金の借入 (注1)	740,000	短期借入金	860,000
	(株)ムーミン物語	(所有) 直接81.4 間接2.7	増資の引受	増資の引受 (注2)	200,000	－	－
	メッツアソーラー(同)	(所有) 直接100.0 間接－	資金の援助	資金の貸付 (注1)	234,500	その他 (1年内回収予定の 長期貸付金)	9,679
						長期貸付金	224,820
	aviner(株)	(所有) 直接100.0 間接－	債務保証	金融機関借入等に 対する債務保証 (注3)	484,948	－	－
コネクotteック(株)	(所有) 直接100.0 間接－	役員の兼任、資 金の援助	資金の貸付 (注1)	230,000	－	－	
			資金の回収	230,000			

(取引条件等の決定方針)

(注1) 資金の借入・貸付については、市場水準を勘案して利率及び手数料を決定しております。

(注2) 増資の引受は、債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものです。

(注3) 当社は、aviner(株)の金融機関借入等に関して債務保証をしております。なお、取引金額は債務保証を行っている金額を記載しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	34円 06銭
1 株当たり当期純利益	4円 19銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月15日

フィンテック グローバル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野崎 篤彦 ㊟

監査等委員 鈴木 健次郎 ㊟

監査等委員 大山 亨 ㊟

(注) 監査等委員 野崎篤彦、鈴木健次郎及び大山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

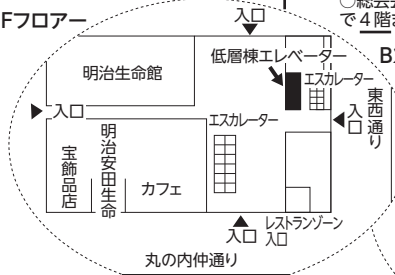
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 4階
明治安田ホール丸の内

交通：地下鉄ご利用の場合：千代田線二重橋前駅 3番出口直結
JRご利用の場合：JR東京駅丸の内南口 徒歩5分
JR有楽町駅国際フォーラム口 徒歩5分
JR京葉線東京駅7番出口 徒歩3分

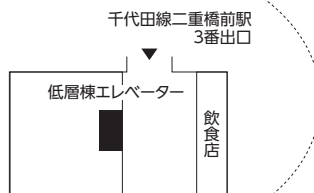


1Fフロアー



○総会会場の明治安田ホール丸の内までは、低層棟エレベーターで4階までおこし願います。

B2フロアー



- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合は、2024年12月12日(木曜日)までに下記までご連絡ください。
人事総務部 03-6456-4600(代)

UD
FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915